

一宮市企業版ふるさと納税に係るマッチング支援業務委託仕様書

1 業務名

一宮市企業版ふるさと納税に係るマッチング支援業務（以下「本業務」という。）

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 業務の目的

本業務は、一宮市（以下「本市」という。）が掲げる地方創生事業について、事業者独自のネットワークやノウハウを活かし、地方創生応援税制（以下「企業版ふるさと納税」という。）による寄附を行う見込みのある企業（以下「寄附見込企業」という。）への働きかけを行い、本市への寄附の実現を目指すものである。

4 業務の内容

（1）寄附見込企業に対するアプローチに関すること

受託者は、寄附見込企業に対して、個別訪問等により本市への寄附を提案する。寄附を提案する際は、企業版ふるさと納税等による寄附を行った場合のメリット等（以下の事項を含む。）や、本市の取組（本市の寄附対象事業を含む。）を紹介する。なお、紹介する際に作成する提案資料等の費用は受託者負担とする。

- ① 一宮市企業版ふるさと納税等の概要（背景、目的、寄附対象事業の照会等）
- ② 社会貢献事業への参画意義
- ③ 企業版ふるさと納税等による税の軽減効果
- ④ 寄附特典の内容（市公式ウェブサイト掲載等）
- ⑤ その他（協議により必要と定めるもの）

（2）寄附見込企業と本市とのマッチングに関すること

寄附見込企業の寄附意向を把握し本市に情報提供を行うとともに、必要に応じて、寄附実現に向けた寄附見込企業と本市のマッチング機会の創出を行う。

受託者は、寄附見込企業が寄附の意向を確定した場合は、本市に当該企業名を報告する。

（3）寄附見込企業等へのフォローアップに関すること

寄附の受領に至った場合は、寄附の実施に向けてスケジュールの調整を行うとともに、寄附の実施が円滑に進むよう、本市と寄附見込企業双方の相談対応等のフォローアップを行う。

（4）その他、寄附獲得に資する支援業務に関すること

※（1）～（3）は必須業務、（4）は必須ではないが、受託者の任意で提案可

5 業務委託料

- （1）本業務の委託料額の算定は成果報酬型によるものとし、本業務を通じて委託期間内に、企業版ふるさと納税等による寄附受領に至った場合、本市が受けた寄附金額に委託料率を乗じて計算した額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）に、消費税及び地方消費税相当額を加算した額を支払う。

- (2) 受託者は寄附金額に応じて委託料が本市から受託者に支払われることについて、予め寄附見込企業に明示し、寄附見込企業の了解を得ること。
- (3) 本業務による寄附であることを明確にするため、寄附見込企業が「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）寄附申出書」の「その他」欄に、本業務による寄附であること及び紹介者（受託者の名称）を記載すること。

6 本業務の成果対象

- (1) 企業版ふるさと納税制度の対象とならない本市内企業や団体等からの寄附は、本業務の成果の対象外とする。
- (2) 個人からの寄附は、本業務の成果の対象外とする。
- (3) 受託者の親会社や子会社、兄弟会社など、資本関係や支配関係がある企業等の寄附は成果の対象外とする。
- (4) 令和9年3月31日までに、本市が納付を確認できた寄附金について、本業務の成果対象とする。
- (5) 現金での寄附を対象とし、物品および人材派遣型による寄附は成果の対象外とする。
- (6) 寄附の受領に至った企業に対し、金銭的または金銭的と捉えられるような利益の供与を行った場合は、本業務の成果の対象外とする。

7 委託料の支払い

- (1) 本市は本業務による寄附を受領後、速やかに受託者に寄附受領を伝え、受託者の請求により、委託料を支払う。
- (2) 委託料の支払いは、受託者から適法な請求書を受領した日から30日以内にこれを支払うものとする。

8 業務体制

- (1) 受託者は、業務遂行に必要な知見とノウハウを有する者を本業務の従事者に設定し、本市からの問い合わせに応えられる体制をとること。
- (2) 受託者は、契約後速やかに、業務スケジュールおよび運営体制が確認できる資料を本市に提出すること。

9 協議

- (1) 契約締結後速やかに、仕様内容、作業スケジュール等の確認のための協議を行うこと。
- (2) 受託者は本市と緊密な連絡に努め、必要に応じて協議を行うこと。

10 業務の進捗報告

受託者は、業務の進捗に応じて定期的に本市に対し報告を行うこと。特に、想定以上の寄附が見込まれることにより、委託金額が予算額を超過することが見込まれる場合は、受託者は速やかに本市に報告すること。また、受託者が複数の場合は、すべての受託者に対する委託料の

支払い総額の上限が本業務に係る予算額となるため、予め本市に委託料の支払い可否について確認すること。

なお、報告内容及び報告頻度等は、受託者との協議により定める。

11 その他

- (1) 第三者の著作物を使用する場合は、受託者において必要な手続きを行い、使用料等が発生する場合は、受託者負担とする。
- (2) 著作物等に関し、関係者その他の第三者から異議、苦情の申し立て、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用等も含め、受託者の責任と負担において処理することとする。